



千葉労働局発表  
平成28年9月1日

## 1の【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室  
室長 高澤 薫  
室長補佐 藤澤 幸子  
(電話)043-221-2328

## 2及び3(1)の【照会先】

千葉労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官  
篠崎 和代  
室長補佐 佐藤 幸生  
(電話)043-306-1860

## 3(2)の【照会先】

千葉労働局職業安定部職業対策課  
課長 中村 芳明  
課長補佐 山本 政好  
(電話)043-221-4394

報道関係者 各位

## 千葉県最低賃金を842円に引上げ

— 発効日は平成28年10月1日 —

千葉労働局長は、千葉県最低賃金を25円引上げ、時間額842円に改正することを決定し、本日官報公示を行った。

- 1 千葉県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、本年7月4日、千葉労働局長(福澤義行)から千葉地方最低賃金審議会(会長 中原秀登)に対し諮問を行った。同審議会は審議の結果、8月5日、現行の時間額817円を25円引上げて842円に改正する(引上率3.06%)ことが適当である旨の答申を行った。

これを受けて千葉労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、千葉県最低賃金を時間額842円とする決定を行い、本日(9月1日)、官報公示を行った。

これにより、効力発生日は平成28年10月1日となる。

- 2 千葉労働局では最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する委託事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉県最低賃金相談支援センター」(電話0120-026-210)を設けている。

3 千葉労働局では最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、以下に掲げる助成金の支援・拡充を行っている。

(1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

雇用環境・均等室 助成金係(電話043-306-1860)

(2) キャリアアップ助成金 職業対策課分室 (電話043-441-5678)

## 《参 考》

### 最低賃金について

#### 1 適用

千葉県最低賃金は、千葉県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用する。

#### 2 金額

次の金額は、最低賃金に参入されない。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

### ※ 千葉県における最低賃金(時間額)の推移

効力発生日	H24.10.1	H25.10.18	H2610.1	H27.10.1	H28.10.1
最低時間額	756円	777円	798円	817円	842円
引上げ額	8円	21円	21円	19円	25円
時間額の対前 年上昇率	1.07%	2.78%	2.70%	2.38%	3.06%